

令和5年度

第1回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和5年4月11日

湯沢市農業委員会

第1回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和5年4月11日（火）午後3時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後3時39分

閉会 午後4時33分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	沓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦（会長職務代理者）
10番	加藤 エリ子	19番	高橋 伸太郎（会長）

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

18名中18名出席
(午後3時39分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	高山 善樹
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・報告第1号 第15回運営委員会の報告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

(3) 申請許可状況

(4) 農地所有適格法人の報告等

3 議 案

議案第1号 職員の任免について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

	議 事
議 長	<p>開会宣言 午後3時39分 委員総数18名中ただいまの出席委員は18名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、1番 高橋 忠雄 委員、2番 伊藤 秀郎 委員の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告2件、議案5件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願いいたします。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第1号 第15回運営委員会の報告をお願いします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手)</p>

議 長	18番 高橋 敬悦 会長職務代理者。 (第15回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第1号 第15回運営委員会の報告についてご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。 (届出等報告、朗読説明)
高山班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページから3ページをご覧ください。(1) 賃貸借契約合意解約通知は13件で、面積は139,446.79㎡であります。解約事由は、借人の都合によるものが6件、第三者へ利用権設定するためが3件、第三者へ所有権移転するためが1件、耕作者死亡のためが1件、契約内容を変更するためが2件となっております。次に、(2) 使用貸借契約合意解約通知は2件で、面積は12,387㎡であります。解約事由は、貸人の都合によるものが1件、第三者へ利用権設定するためが1件となっております。次に、(3) 申請許可状況であります。先月の転用案件は1件で、5条賃貸借権設定申請番号第6号は、秋田県農業会議に諮問し許可相当の答申を受け、3月24日付けで許可しております。 続きまして議案書4ページをご覧ください。(4) 農地所有適格法人の報告等についてであります。「農地法第6条第1項の規定により耕作若しくは養畜の事業に供しているものは、農林水産省令に基づき、農業委員会に報告すること」となっております。この報告にあたり、農地所有適格法人34法人中32法人から報告書の提出があり、2法人については未提出となっております。議案書5ページから13ページに法人要件確認書が記載されておりますので後ほどご確認ください。要件の適否については、報告を頂いていない法人を除き、全ての法人で「適」となっております。なお、法人報告書の提出については、年度事業終了後3ヶ月以内に農業委員会へ提出することが義務付けられており、未報告法人については引き続き報告を求めて行く予定です。報告は以上です。
議 長	暫時休憩します。(午後3時57分)
議 長	再開します。(午後4時03分)

議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。議案第1号「職員の任免について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p> <p>(大野事務局長、挙手)</p>
議 長	<p>大野事務局長。</p>
大野事務局長	<p>議案書14ページをご覧ください。議案第1号「職員の任免について」農業委員会等に関する法律第26条第3項に伴い、次の者についての任免を要する。令和5年4月11日提出。</p> <p>4月1日付けで井川 信博 班長がふるさと未来創造部 稲川総合支所に、佐々木 健琉 主事が産業振興部 商工課へ転出され、ふるさと未来創造部 稲川総合支所から高山 善樹 班長が、再任用職員として高橋 俊博 主査が転入いたしました。以上でございます。</p>
議 長	<p>議案第1号「職員の任免について」質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第1号「職員の任免について」採決を求めます。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手、異議ないものと認め、議案第1号「職員の任免について」任免することといたします。</p> <p>次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>ここで、議案書16ページの申請番号12号については2番 伊藤 秀郎 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは3条使用貸借権設定 申請番号第12号について審議しますので、2番 伊藤 秀郎 委員の退席をお願いいたします。</p>

	(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後4時05分)
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和5年4月11日提出。 議案書16ページをご覧ください。3条使用貸借権設定 申請番号第12号については、面積が8,023㎡で、申請事由は農地中間管理事業が行う農地売買等支援事業に伴う使用収益権設定によるものであります。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第2号「農地法3条の規定による許可申請について」申請番号第12号を申請のとおり許可することに決定いたします。 退席者の着席をお願いいたします。
	(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後4時08分)
議長	引続き、議事参与制限以外の3条使用貸借権設定について、事務局より説明をお願いいたします。
議長	(高山班長、挙手) 高山班長。
高山班長	議案書16ページと17ページをご覧ください。議事参与制限以外の使用貸借権設定は2件、面積は74,001㎡で、申請事由は経営移譲年金の制限解除のための再設定となっております。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」議事参与制限以外の使用貸借権設定規定について、申請のとおり許可することといたします。</p> <p>次に、3条賃貸借権設定について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書18ページ申請番号第16号から19ページ申請番号第20号をご覧ください。3条賃貸借権設定については全部で5件、面積は106,957.79㎡であります。申請事由は、経営縮小が4件、うち1件が高齢によるもので、残りの1件が労働力不足によるものとなっております。賃料は資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」3条賃貸借権設定について、申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、3条所有権移転について事務局より説明をお願いします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書20ページ、申請番号第65号と66号についてご説明いたします。所有権移転は2件で、面積が19,832㎡であります。申請事由は、経営縮小が1件、生前一括贈与1件となっております。売買価格は資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。議案第2号「農地法3条の規定による許可申請」3条所有権移転については、申請のとおり許可することに決定いたします。
議 長	次に、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。 議案書22ページ整理番号第598号が7番 沓澤 弥 委員、第599号が13番 佐々木 昇 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは、最初に経営基盤強化促進法利用権設定 整理番号第598号について審議いたしますので、7番 沓澤 弥 委員の退席をお願いいたします。 (7番 沓澤 弥 委員、退席) (午後4時13分)
議 長	案件について事務局より説明をお願いします。 (高山班長、挙手)
議 長	高山班長。
高山班長	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和5年4月11日提出。 議案書22ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号第598号については賃借権設定によるもので、面積は4,014㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第598号については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>それでは、退席者の 沓澤 弥 委員の着席をお願いいたします。</p> <p>(7番 沓澤 弥 委員、着席) (午後4時15分)</p>
議 長	<p>次に、整理番号第599号について審議いたしますので、13番 佐々木 昇 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(13番 佐々木 昇 委員、退席) (午後4時15分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書22ページをご覧ください。経営基盤強化促進法 利用権設定 整理番号第599号については賃借権設定によるもので、面積は2,666㎡であります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第599号については、計画のとおり決定す</p>

	<p>ることといたします。</p> <p>それでは、退席者の 佐々木 昇 委員の着席をお願いいたします。</p> <p>(13番 佐々木 昇 委員、着席) (午後 4 時16分)</p>
議 長	<p>次に、議案第 3 号 議事参与制限以外の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書22ページから28ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は24件で面積は117, 381. 78㎡であります。内、賃借権設定が22件で、内訳が経営縮小によるものが19件、再設定が 3 件であります。また、使用貸借権設定が 2 件で経営縮小によるものであります。賃料については総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第 3 号経営基盤強化促進法 議事参与制限以外の利用権設定については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に議案第 3 号経営基盤強化促進法、所有権移転について審議します。事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案書29ページをご覧ください。経営強化基盤促進法所有権移転は 1 件で、面積は2, 109㎡であります。申請事由は経営縮小によるものです。売買価格は総会資料記載のとおりであり、集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第 3 項の各要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。</p>

議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第3号経営強化基盤促進法、所有権移転については、計画のとおり決定することといたします。</p> <p>次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。</p> <p>議案書31ページの整理番号第533号と534号については、18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは農地中間管理事業 整理番号第533号と534号について審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後4時20分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(高山班長、挙手)</p>
議 長	<p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和5年4月11日提出。</p> <p>議案書31ページをご覧ください。利用集積計画整理番号(転貸人へ)が2件、面積は60,986㎡であります。貸付理由は経営縮小によるものであります。利用集積計画整理番号(転借人へ)は1件、経営拡張による借受けであり、賃料については総会資料記載のとおりであります。利用集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p>


	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、農地利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」利用集積計画整理番号(転貸人へ)533号と534号については、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。
	(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後4時23分)
議長	次に、議案第4号 議事参与制限以外の農地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。
	(高山班長、挙手)
議長	高山班長。
高山班長	引き続きまして議案書31ページ、集積計画整理番号(転借人へ)523号から議案書34ページ整理番号第532号までの議事参与制限以外の農地利用集積計画について説明いたします。 議事参与制限以外の利用集積計画は、面積が46,949㎡であり、利用集積計画整理番号(転貸人へ)が10件、貸付理由は経営縮小によるものであります。また、利用集積計画整理番号(転借人へ)が3件で、経営拡張による借受けとなっております。賃料については総会資料記載のとおりで、すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。
	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、農地利用集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます
	(全員挙手)
議長	全員挙手。議案第4号議事参与制限以外の農地利用集積計画について、

	<p>計画のとおり決定することといたします。</p>
議長	<p>暫時休憩します。(午後4時26分)</p> <p>再開します。(午後4時29分)</p>
	<p>次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。</p> <p>議案書36ページの集積計画整理番号R2-356号については、16番 佐藤 栄子 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは農地中間管理事業 集積計画整理番号R2-356号について審議しますので、16番 佐藤 栄子 委員の退席をお願いいたします。</p>
議長	<p>(16番 佐藤 栄子 委員、退席) (午後4時30分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
議長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高山班長	<p>議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和5年4月11日提出。</p> <p>議案書36ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)集積計画整理番号 R2-356号について、面積は23,796㎡であります。経営条件を引き継ぐもので、賃料については総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営縮小及び経営拡張であり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和5年4月28日となっております。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>

議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」集積計画整理番号R2-356号の配分計画については、計画案のとおり承認することといたします。それでは、退席者の 佐藤 栄子 委員の着席をお願いいたします。</p> <p>(16番 佐藤 栄子 委員、着席) (午後4時32分)</p>
議 長	<p>次に、議案第5号 議事参与制限以外の農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について、事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(高山班長、挙手)</p> <p>高山班長。</p>
高 山	<p>議案書36ページと37ページをご覧ください。議事参与以外の農地中間管理事業（移転）の配分計画案は2件で、面積は354㎡であります。それぞれ経営条件を引き継ぐもので、賃料については総会資料記載のとおりであります。申請事由は経営縮小及び経営拡張であり、配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和5年4月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」議事参与以外の配分計画については、計画案のとおり承認することといたします。</p>
議 長	<p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午後4時33分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和5年4月11日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 1番 高橋忠雄 

署名委員 2番 伊藤秀郎 